

議 第 40 号

令和 3 年 2 月 19 日提出

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 28 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の項第 9 号並びに 5 の項第 3 号及び第 4 号中「都市建設局」を「各区役所」に改め、同表 7 の項第 2 号中「職員」の次に「又は健康福祉局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

福祉業務手当の支給対象の拡大等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。